

# N H K 受信料裁判の現状 と課題

2017. 7. 26  
弁護士 辰巳 創史

## 受信料は放送法に 規定されている？

放送法は、受信料の支払い義務を明記していない。

放送法には、受信料を定義する規定も存在しない。

### 放送法 64 条

#### 1 項

協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。

#### 2 項

協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

それでは、受信料って何？

受信料の法的性質が問題になった裁判  
→宮内受信料裁判

どんな事件か

平成24年12月1日以降の  
放送受信料を宮内さんが支払  
わなかったとして、NHKが  
43,980円の支払えと訴  
訟を起こしてきた。

最初から本格的に争う姿勢

訴額が金43,980円と少  
額なので、奈良簡易裁判所に  
係属した。

→宮内さんから奈良地裁に  
移送するよう申立

## 移送の申立書

本件は、放送受信料請求事件であるが、原告と被告間の放送受信契約の時期、内容、被告による放送受信料の支払い中止の経過等にとどまらず、放送受信料支払契約の法的性格、受信料の法的性格、NHKの放送法遵守義務と受信契約者の義務との関係等、重要な論点が多数含まれる複雑な事案であり、社会的影響もきわめて大きい事案である。

よって、本件を奈良地方裁判所に移送するよう申し立てる。

被告としては、奈良地方裁判所の合議部での審理を要請する。

なお、本件については、傍聴希望者が多数にのぼる可能性が強いので、できれば大法廷での口頭弁論を希望する。

## NHKの反対意見

被告が本件訴訟の争点と主張している受信料の法的性格云々は、本件訴訟の訴訟物との関連性が不明である。

よって、本件訴訟の奈良地方裁判所への移送は、不相当であると考え

る。

## 結果

奈良地方裁判所に移送決定。

## 宮内さんの主張

宮内さんは、平成24年10月26日以降、放送受信料の支払いを停止したが、それには正当な理由がある。

## 宮内さんの主張

NHKと宮内さんは、平成21年3月15日、放送受信契約を締結した。放送受信契約の法的性質は、受信の対価として受信料を支払うという継続的な有償双務契約である。

NHKは、放送事業者として放送法を遵守することを義務付けられており、NHKが放送法を遵守することは放送受信契約の内容となっている。

しかしながら、NHKは放送法4条に違反し、多角的な意見を踏まえて報道することをせず、政治的公平性を欠いた放送を行っている。

## 宮内さんの主張

したがって、NHKによる役務提供が不完全である（不完全履行）として、被告は対価としての受信料の支払いを拒むことができる。

また、同時履行の抗弁権あるいは継続的契約における不安の抗弁権によっても、被告は受信料の支払いを拒むことができる。

## 放送法4条とは

放送事業者は、・・・放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 1号 公安及び善良な風俗を害しないこと
- 2号 政治的に公平であること
- 3号 報道は事実をまげないですること
- 4号 意見の対立している問題については、できるだけ多くの論点を明らかにすること

## 受信料・放送受信契約の法的性質（宮内さんの主張）

受信料は、文字どおり受信の対価である。

放送受信契約の法的性質は、受信の対価として受信料を支払うという継続的な有償双務契約である。

したがって、NHKが放送法4条に明確に違反する放送を継続的に行い、通常批判活動でその是正が不可能な場合には、受信契約者は受信料の支払いを拒むことができる。

## 理由

- ① 受信料債権は、現行法上、私人間の契約に基づく債権と構成されており、特殊工法的権利として立法されているわけではなく、民事訴訟手続きに基づき権利を実現することを要し、滞納処分のような特別の制度は設けられていない。
- ② 放送法64条は、受信契約のことを「その放送の受信についての契約」と表現しており、受信と受信料に対価性があることを示している。

## 理由

- ③ NHK放送受信規約の13条2項は、「地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行うことがなかった場合は、特別契約を除く放送受信契約について当該月分の放送受信料は徴収しない」と規定している。つまり、受信料を支払うに見合うだけの放送と受信がなかった場合には、受信料を徴収しないということであり、NHK自身が受信と受信料の支払いに対価性があることを認めている。

## 理由

- ④ 東京高裁平成24年2月29日判決において、「受信料とは文字通り受信（視聴可能性）の対価であり、受信と受信料に対価性があることは明白である」と判示されている。

## 受信料の法的性質（NHKの反論）

放送受信料の法的性質は、NHKが放送法に定められた業務を行うための「特殊な負担金」であり、対価的給付を前提としたものではない。

## 理由

- ① 放送受信料に関する強制徴収の定めは用意されていない
- ② 国際放送や放送と関連する事業など受信可能性とは無関係な業務についても放送受信料の支出対象とされている
- ③ 放送を視聴するか否か又は視聴の時間の長短にかかわらず、料金が定額である

## 放送法4条の法的性質（NHKの反論）

放送法4条1項各号所定の放送番組編集に関する規定は、放送事業者がどのような内容の放送をするかという、放送番組編集の自由は、国民の知る権利に奉仕するものとして表現の自由（憲法21条）の保障の下にあることを当然の前提としたものであるから、放送事業者に対して法的義務を定めるものではなく、倫理的義務を定めたものと解するべきである。

受信料の法的性質，放送受信契約の法的性質，放送法4条の法的性質が争点となり，議論がこれからというときに，

裁判長が、突如結審を言渡し



## 裁判官を忌避申立



結果…

忌避申立は却下  
忌避申立却下に対する抗告も却下  
判決も、受信料の法的性質や放送  
受信契約の法的性質を深く掘り下げ  
ることなく、アッサリと「特殊な負  
担金」論により、敗訴

## 絶望の裁判所



しかし、宮内さんはすぐに新訴を提起

被告としてではなく、  
原告として、  
逆にNHKを提訴

## 放送法遵守義務確認等請求事件

### 請求の趣旨

被告は、原告に対し、ニュース報道番組において放送法第4条を遵守して放送する義務があることを確認する。  
被告は、原告に対し、金5万5000円を支払え。

#### (予備的請求)

被告は、原告に対し、ニュース報道番組において自ら定めた「国内番組基準」を遵守して放送する義務があることを確認する。

さらに原告を追加して集団訴訟へ

現在、原告数は宮内  
さんを含め、118  
名に！

### 裁判の意義

判例は、視聴者の主張を認めていない。  
しかし従前の判例は受信料を支払わない裁判の中の理屈であるので「大義」はNHKにあった。

しかし、今回の訴訟は放送法4条を守れという極めて当たり前の訴訟であり「大義」は原告らにある。



## 裁判の意義

同時に抽象的な裁判ではなく、NHKのニュースが如何に放送法4条に違反しているかの実態をこれでもか、これでもかと主張することにある。

放送法に違反している実態を指摘することは、この裁判の勝ち負けも重要であるが、NHKのニュースのあり方を変える一手段にもなろう。

## 全国各地で訴訟を起こそう

この訴訟は不払いという消極的抵抗裁判ではなく、NHKに受信料を支払いながら、NHKに要求する新しい裁判である。訴訟法的にはややこしい議論があるが、大義は視聴者にある。

原発訴訟が負けても負けても提訴を行ったように、NHKのあり方を問う訴訟を全国各地で起こそう。

どこかの地裁で勝つ判決が生まれる可能性がある。  
繰り返し、繰り返し、提訴し、負けることを恐れてはならない。

どうもご清聴ありがとうございました

